

## 成人になると巻き込まれやすくなる消費者トラブル

全国の消費生活センターに寄せられる相談のうち、20歳になった若者(成人)からの相談件数は未成年者と比べて多く、契約金額も高額です。中でも特に、未成年者ではあまり見られなかった「サイドビジネス」「マルチ取引」「エステ」でのトラブルが相次いでおきています。

保護者の同意がないと契約できない未成年者と違い、成人には契約に責任が生じます。そこに社会経験の乏しい若者を狙い撃ちする悪質な業者により、消費者トラブルが発生するといったケースがあります。また、「友人からの誘い」といった断りにくい状況も多く見受けられます。

## 【消費者側の問題点】

- ・契約に関する知識が乏しい事に乗じて契約をさせられてしまう。
- ・「絶対に儲かる」など、うまい話に弱い。

## 【業者側の問題点】

- ・意図的に消費者を断れない状況にする。
- ・借金やクレジット契約を提案するなどして、高額な契約をさせてしまう。

## 【消費者へのアドバイス】

- ・契約責任を負う成人であることを自覚し、安易な気持ちで契約しない。
- ・簡単に大金を得ることは通常ありえない。うまい話には飛びつかない。
- ・きっぱり断ることも勇気！「今日なら安くなる」などと言われても、その場で契約しない。
- ・クレジット契約の利用や借金は慎重に。
  - ①安易にクレジット契約をしない。
  - ②借金をしてまで契約をしない。

困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

松伏町消費生活センターでは、消費生活相談を実施しています。

月～木曜日 午前10時～正午、午後1時～4時

## 人権それは愛

問合せ：教育文化振興課 ☎ 991-1873 / 企画財政課 ☎ 991-1815

## 身近で見るあのマーク(その1)

今月の「人権それは愛」は、身近で見るマークの紹介です。人権意識の高揚につながることができれば幸いです。

①



②



①障がい者のための国際シンボルマーク：障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。「すべての障がい者を対象」としたもので、車いすを利用する障がい者に限定して使用されるものではありません。

③



④



②身体障害者標識：肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです(表示は努力義務)。

③聴覚障害者標識：聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです(表示は義務)。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、②や③のマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行なった運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

④盲人のための国際シンボルマーク：世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。

来月号では、次のマークを紹介します。



広告

